

## 仕 様 書

## 1 貸付物件

| 物件番号 | 区分 | 施設の名称<br>(所在地)             | 設置場所                    | 貸付面積<br>(幅×奥行)              | 設置<br>台数 | 位置図          | 販売品目                                 | その他の<br>条件   |
|------|----|----------------------------|-------------------------|-----------------------------|----------|--------------|--------------------------------------|--------------|
| 1    | 土地 | 愛媛県立東予高等学校<br>(西条市周布650番地) | 本館南側<br>自販機コーナー<br>(西側) | 2.00㎡<br>(1.50+0.5)<br>×1.0 | 1台       | 別紙の1<br>のとおり | 清涼飲料水等<br>(缶、PETボトル、紙<br>バック等密閉型容器入) | 別紙の2<br>のとおり |
| 2    | 土地 | 愛媛県立東予高等学校<br>(西条市周布650番地) | 本館南側<br>自販機コーナー<br>(中央) | 2.00㎡<br>(1.50+0.5)<br>×1.0 | 1台       | 別紙の1<br>のとおり | 清涼飲料水等<br>(缶、PETボトル、紙<br>バック等密閉型容器入) | 別紙の2<br>のとおり |
| 3    | 土地 | 愛媛県立東予高等学校<br>(西条市周布650番地) | 本館南側<br>自販機コーナー<br>(東側) | 2.00㎡<br>(1.50+0.5)<br>×1.0 | 1台       | 別紙の1<br>のとおり | 清涼飲料水等<br>(缶、PETボトル、紙<br>バック等密閉型容器入) | 別紙の2<br>のとおり |

注1 貸付面積は、自動販売機本体の設置部分に加えて、放熱余地及び転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備の設置部分を合わせた面積である。

注2 参考資料は別紙の3のとおりである。

注3 物件番号3は、令和8年9月以降新館周辺へ移動することとする

## 2 電気料金及びその他必要経費

電気料金は設置者の負担とし、その使用実績に基づき県が算定した額を県に支払うこと。（算定するための子メーターは、設置者が自らの負担で設置する。）

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動販売機を施設内で移設させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置者の負担とする。

## 3 転倒防止措置

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（自動販売機据付規準策定委員会作成）を遵守した転倒防止措置を講じること。

## 4 付属設備

自動販売機、転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備は、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置すること。

## 5 販売実績の報告

次回入札の参考資料とするため、設置者は、年度の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）をとりまとめ、翌年度4月末日までに施設管理者に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出すること。

## 6 使用上の制限

- (1) 賃貸借契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 県の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 販売品目は、物件ごとに本書記載のとおりとし、標準販売価格（定価）を上回る価格での販売は行わないこと。

## 7 維持管理責任

- (1) 販売品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者が責任をもって行うこと。  
また、販売品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- (2) 使用済み容器回収ボックスは、販売品の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。  
また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

## 8 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

また、設置者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、県に対し、その償還等の請求をすることができない。